第二条中第四十号を削り、第四十一号を第四十号とし、第四十二号を第四十一号とし、第四十三号を第四十二号とする。

第三条第三号中エをテとし、ノからコまでをオからエまでとし、同号ヰ中「ム及びウ」を「ウ及びヰ」に改め、同号ヰを同号ノとし、同号中ウをヰとし、ナからムまでをラからウまでとし、同号ネ中「リからツまで」を「ヌからネまで」に改め、同号ネを同号ナとし、同号中ツをネとし、ヘからソまでをトからツまでとし、同号ホ中「、同法第十三条第一項に規定する特定地域再生事業会社の指定に関すること」を削り、同号ホを同号ヘとし、同号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条第一項に規定する基本計画の認定に関すること。

第八条の見出し及び同条第一項中「政策評価審議官」の下に「、少子化・青少年対策審議官」を加え、同条第五項中「政策評価審議官の定数は一人と」の下に「、少子化・青少年対策審議官の定数は一人と」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　少子化・青少年対策審議官は、命を受けて、本府の所掌事務に関する重要事項のうち少子化の進展への対処及び青少年の健全な育成に関するものの企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

第九条第三項中「七人」を「六人」に改める。

第十四条中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第十九号までを一号ずつ繰り上げる。

第二章を削る。

第三章中第三十二条を第三十一条とし、第三十三条を第三十二条とし、第三十四条を第三十三条とし、同章を第二章とする。

第四章中第三十五条を第三十四条とし、第三十六条を第三十五条とし、第三十七条を第三十六条とし、同章を第三章とする。

第五章中第三十八条を第三十七条とし、第三十九条を第三十八条とし、第四十条を第三十九条とし、同章を第四章とする。

附則第八条を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（規制改革会議令の廃止）

2　規制改革会議令（平成十九年政令第十四号）は、廃止する。

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第八十二号

公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令

内閣は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三十五条第五項において準用する内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第八項及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第三十五条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「一人」を「二人」に改める。

第二十一条中「七人」を「六人」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

金融庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第八十三号

金融庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「十人」を「十一人」に改める。

附則第五条第一項中「二人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものに限る。）は、平成二十四年三月三十一日」を「二人は、平成二十五年三月三十一日」に改め、同条第二項中「一人は、平成二十三年三月三十一日」を「二人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものに限る。）は、平成二十四年三月三十一日」に改め、同条第三項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

附　則

1　この政令は、公布の日から施行する。ただし、第六条第一項の改正規定は、平成二十二年七月一日から施行する。

2　平成二十二年四月一日から同年六月三十日までの間におけるこの政令による改正後の金融庁組織令附則第五条の規定の適用については、同条第一項中「二人」とあるのは、「一人」とする。

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第八十四号

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条及び第三条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。